

# 牛、めん羊又は山羊由来の原料を使用する場合の 肥料登録有効期間更新申請書における生産工程の書き方（例）

令和7年9月

今般の規制見直しを踏まえ、牛、めん羊又は山羊（以下、「牛等」という。）由来の原料を使用する肥料については、経過措置期間終了後の最初の更新までに、肥料登録有効期間更新申請書等における「生産工程の概要」の記載を改める必要があります。その方法につきましては、次の赤字で記載した例を参考にしてください。

## 1 牛等由来の原料を使用して肥料を製造する場合

ア 原料確認を受けた工程により肉骨粉を製造し、管理措置として肥料原料供給管理票を交付していた場合

原骨（牛）→蒸製処理→乾燥→粉碎→計量・袋詰→製品

備考：1 △年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

~~2 管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。~~

イ 原料確認及び原料加工工程確認を受けた工程により蒸製骨粉を製造していた場合

原骨（牛）→蒸製処理（~~133℃以上、3気圧以上、20分間以上~~）→乾燥→粉碎→計量・袋詰→製品

備考：△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないこと及び△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

ウ 原料確認を受けた工程により肉かす粉末を製造し、摂取防止材を使用していた場合

肉かす（牛）→乾燥→粉碎→~~計量・袋詰~~→製品  
↑  
摂取防止材

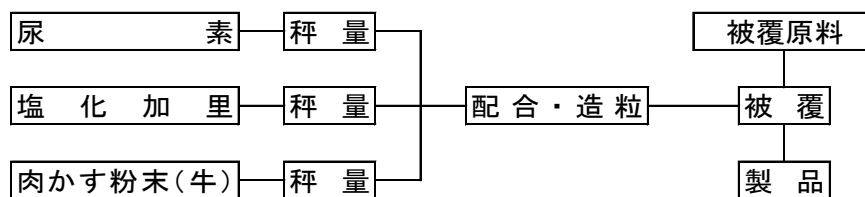
備考：△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

第4号（材料の種類、名称及び使用量）

~~摂取防止材として、消石灰を製品重量当たり5%使用する。~~

該当なし

エ 原料確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料として配合し、動植物質以外の原料で被覆していた場合

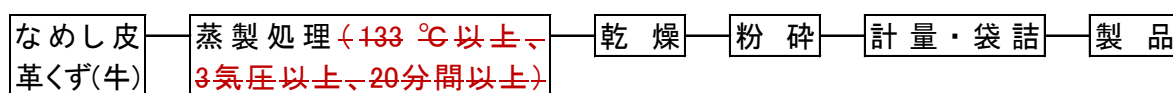


備考：1 肉かす粉末（登録番号：〇〇県第〇〇〇〇号）は、〇会社〇事業場で製造されたものである。（〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）

2 ~~管理措置として、動植物質以外の原料（硫黄）~~で被覆する。

被覆原料の硫黄は製品重量当たり〇%以下使用する。

オ 蒸製皮革粉を製造し、加工工程の大臣確認を受けていた場合



~~備考：△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。~~

## 2 牛等由来の原料を使用して製造された肥料を輸入する場合

### ア 牛骨由来のりん酸含有物を原料とした副産肥料を輸入していた場合（変更なし）

令和7年8月28日現在、生物由来の第二リン酸カルシウムは、動物検疫上の措置として、脂肪及びたん白質を含有しないものであることが輸出国政府機関により証明されたもの以外は輸入することができません。

備考：副産肥料は、原料に厚生省令別表第1の部位（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄）及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条の検査を経ていない牛等の部位を用いていないこと及び脂肪並びにたん白質を含有していないことについて、○国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

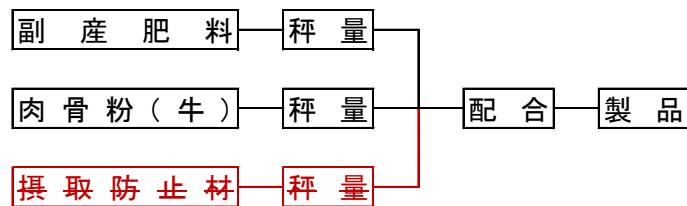
### イ 蒸製皮革粉を輸入して加工工程の大臣確認を受けていた場合

令和7年8月28日現在、蒸製皮革粉は、動物検疫上の措置として、蒸製条件を満たしていることその他について、日本国と相手国の二国間で家畜衛生条件が締結され、その中で指定された工場で製造されたもの以外は輸入することができません。

~~備考：△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社は、蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。~~

3 牛等由来の原料を使用して製造された肥料を原料とする複合肥料を製造する場合

ア 肥料原料供給管理票が添付された牛等由来の肥料を使用して配合肥料を製造し、摂取防止材を使用していた場合



備考：1 副産肥料は、○社輸入の「○○」（輸第○○○○号）であり、原料に厚生省令別表第1の部位（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄）及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条の検査を経ていない牛等の部位を用いていないこと及び脂肪並びにたん白質を含有していないことについて、△国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

2 肉骨粉は、△会社△事業場で製造されたものである。（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）

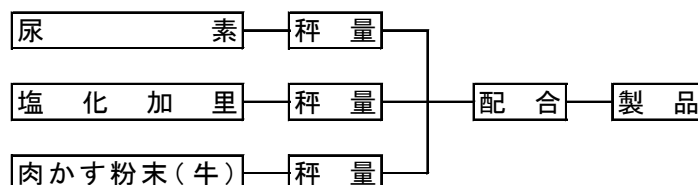
~~なお、管理措置として肥料原料供給管理票を添付している。~~

第4号（材料の種類、名称及び使用量）

~~摂取防止材として、消石灰を製品重量当たり5%使用する。~~

~~該当なし~~

イ 原料確認を受けた工程により製造された肉かす粉末を原料とし、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料を全重量の50パーセント以上の含有量となるよう配合する配合肥料を製造していた場合

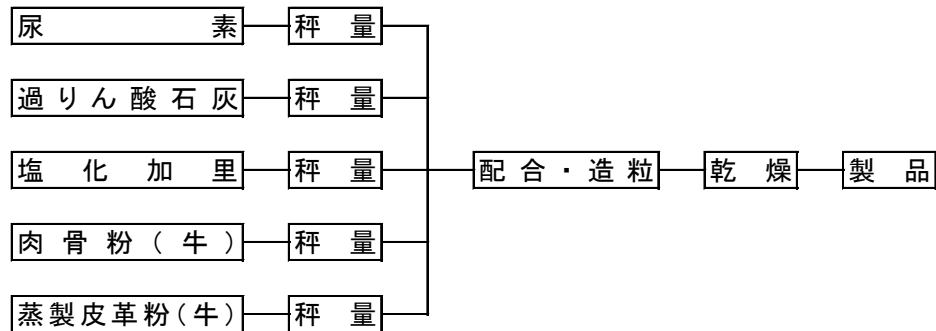


備考：1 肉かす粉末（登録番号：○○県第○○○○号）は、△会社△事業場で製造されたものである。（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）

~~2 管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料（尿素及び~~

~~塩化加里)を全重量の60%となるよう配合する。~~

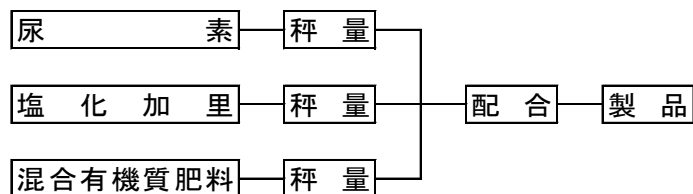
ウ 摂取防止材を使用した肉骨粉及び原料加工工程の確認を受けた蒸製皮革粉を原料とした化成肥料を製造していた場合



備考：1 肉骨粉（登録番号：〇〇県第〇〇〇〇号）は、△会社△事業場で製造されたものである。（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）~~なお、摂取防止材として消石灰を5%使用されている。~~

2 蒸製皮革粉は、△会社が輸入したものである（登録番号：輸第〇〇〇〇号）~~（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社は、蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。）。~~

エ 原料確認及び原料加工工程の確認を受けた工程により製造された蒸製骨粉を原料とする混合有機質肥料を使用して配合肥料を製造していた場合

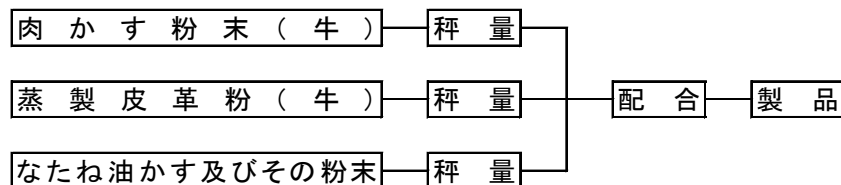


備考：混合有機質肥料は、〇会社〇事業場で製造された蒸製骨粉（登録番号：〇〇県第〇〇〇〇号、〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないこと~~及び蒸製条件を満たしていること~~について農林水産大臣の確認を受けている。）を原料とするものである。

4 牛等由来の原料を原料として製造された肥料を原料とする混合有機質肥料を製造する

場合

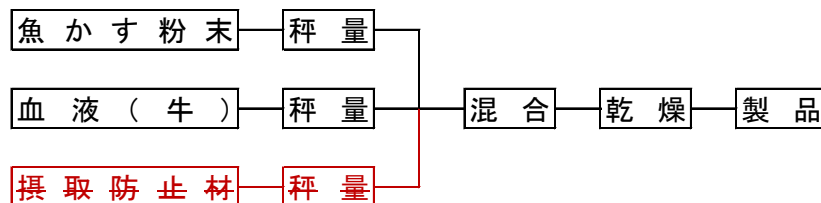
ア 摂取防止材を使用した肉かす粉末及び原料加工工程の確認を受けた蒸製皮革粉を原料とする混合有機質肥料を製造していた場合



備考：1 肉かす粉末（登録番号：〇〇県第〇〇〇〇号）は、△会社△事業場で製造されたものである。（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）~~なお、摂取防止材として消石灰を5%使用している。~~

2 蒸製皮革粉は、△会社が輸入したものである（登録番号：輸第〇〇〇〇号）~~（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社は、蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。）。~~

イ 原料確認を受けた工程により牛の血液を原料として混合有機質肥料を製造し、摂取防止材を使用していた場合



備考：△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において当社△事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

第2号 該当なし

第3号 該当なし

第4号（材料の種類、名称及び使用量）

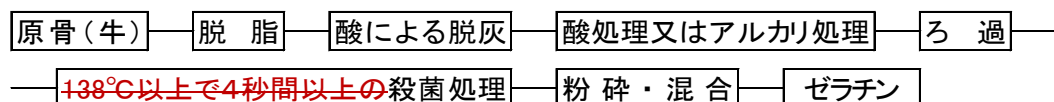
~~摂取防止材として消石灰を製品重量当たり5%使用する。該当なし~~

5 牛の皮及び骨に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料として肥料を製造する場合

ア 牛の骨に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料として副産動植物質肥料を製造していた場合



(ゼラチンの製造工程)



【国内の牛骨を使用する場合】

備考：1 牛由来の原骨を原料に製造されたゼラチンは、原料規格第1中1のホの項に該当する。

2 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

~~3 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において、当社○事業場は、製造工程においてゼラチン及びコラーゲンの処理の条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。~~

【輸入の牛骨を使用する場合】

備考：1 牛由来の原骨を原料に製造されたゼラチンは、原料規格第1中1のホの項に該当する。

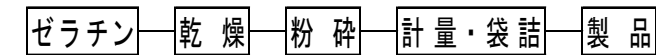
2 使用する牛の原骨は、牛のみに由来するものであり、厚生省令別表第1の部位（牛にあっては、（頭部（舌及び頬肉を除く。））、脊髓及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及び牛の脊柱が含まれないこと並びにと畜場法第14条の検査を経ていない牛等の部位を用いていないことについて、○国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

3 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において、当社○事業場は製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

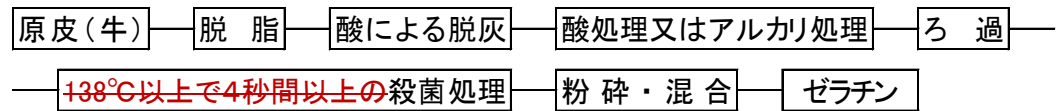
~~4 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において、当社○事業場は、製造工程においてゼラチン及びコラーゲンの処理の条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。~~

イ 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料として副産動植物質肥料を製造し

ていた場合



(ゼラチンの製造工程)



【国内原皮を原料とした場合】

備考：1 牛由来の原皮を原料に製造されたゼラチンは、原料規格第1中1のホの項に該当する。

2 使用する牛の原皮は、国内でと畜された牛の皮のみに由来するものであることについてと畜場の確認書の写しが添付されたものである。

【輸入原皮を原料とした場合】

備考：1 牛由来の原皮を原料に製造されたゼラチンは、原料規格第1中1のホの項に該当する。

2 原料に使用する牛の皮は、牛のみに由来するものであり、厚生省令別表第1の部位（牛にあつては、頭部（舌及び頬肉を除く。））、脊髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及び牛の脊柱等が混合しないこと並びにと畜場法第14条の検査を経ていない牛等の部位を用いていないことについて輸出国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書の写しが添付されたものである。

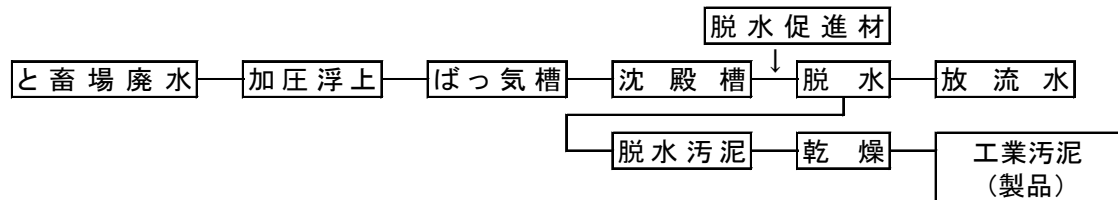
## 6 牛等由来の原料又は牛等由来の肥料を原料とする汚泥肥料を製造する場合

ア 原料確認を受けた工程によりと畜場から排出される工業汚泥を原料として汚泥肥料を製造し、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知）第1及び第2による管理措置を行う場合

(1) 原料の使用割合

工業汚泥 100%

(2) 原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要



備考：工業汚泥は、△会社△△と畜場から生じる汚泥を脱水・乾燥したものであり、原料規格第3中3のロの項の工業汚泥に該当するものである（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△△と畜場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）。当該汚泥肥料は、と畜場から排出される牛等の部位を含む汚泥を原料とする「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知）において管理措置を講じることとされている汚泥肥料であるため、同通知に基づく当該汚泥肥料の引き渡し及び引き渡し先への確認書の取り交わしに係る管理措置を適切に行う。

第4号（材料の種類、名称及び使用量）

脱水促進材としてポリアクリルアミド系高分子凝集剤を製品重量当たり3%以下使用する。

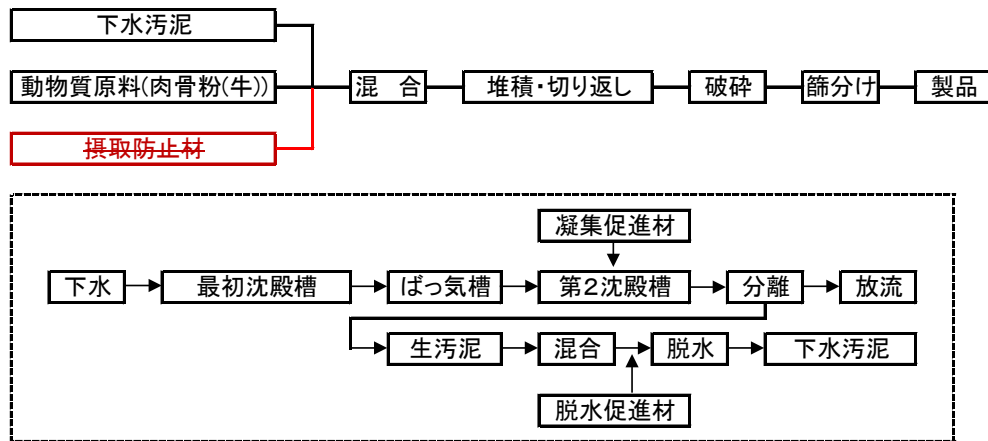
イ 肥料原料供給管理票が添付された肥料を原料として汚泥肥料を製造し、摂取防止材を使用する場合

(1) 原料の使用割合

下水汚泥 90%

動物質原料（肉骨粉（牛）） 10%

(2) 原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要（次頁）



- 備考：1 下水汚泥は、△△市下水道終末処理場から生じる汚泥を脱水したものであり、原料規格第3中1の項の下水汚泥に該当するものである。
- 2 下水汚泥には、凝集促進材として△△△を汚泥重量当たり5%以下、脱水促進材として△△△を汚泥重量当たり3%以下使用する。
- 3 動物質原料（肉骨粉（牛）（登録番号：〇〇県第〇〇〇〇号））は、△会社△事業場で製造されたものである。（△年△月△日付け農林水産省指令△消安第△号において△会社△事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。）~~なお、管理措置として肥料原料供給管理票が添付されている。~~
- 4 堆積は約2ヶ月間、切り返しは約1週間に1回行う。

第4号（材料の種類、名称及び使用量）

~~摂取防止材として、消石灰を製品重量当たり5%使用する。~~  
該当なし